

# 説明資料

令和 5 年 4 月  
金 融 庁

# 金融庁における取組みの一覧

取組領域	取組詳細	スケジュール	担当府省庁等	報告書公表後の進捗状況・課題
暗号資産	審査基準 2022/11/14、日本暗号資産取引業協会が暗号資産審査の簡略化に関する自主規制規則改正案をパブリックコメントに付した	～2023/3	金融庁	2022/12/28 日本暗号資産取引業協会が暗号資産審査の簡略化に関する自主規制規則を改正し、CASC（Crypto Asset Self Check）制度を導入。（※）一定の要件を満たす会員について、日本暗号資産取引業協会による事前審査を行う場合を限定する制度。
暗号資産	会計 自己発行・自己保有の暗号資産の会計上の取扱いについて、ASBJが第三者との取引が生じるまでは時価では評価されないとの考えを公表（暗号資産の会計基準は論点整理を公表し意見募集を実施した上で整備を検討中）	2022/3～	金融庁	引き続き、ASBJは論点整理等を踏まえ会計基準の開発に向けて検討中であるため、日本公認会計士協会「Web3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」（下記参照）の今後の成果も活用しつつ、適切に検討が行われるよう後押ししていく。
暗号資産	監査 トークンビジネスの監査の円滑化に向けて、民間業界団体と連携・協同し、公認会計士・監査法人による監査を受けられるような環境整備を進めていく予定	2022/12～	金融庁 経済産業省	日本公認会計士協会に「Web3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」を設置。2023年1月に第1回を開催し、2023年3月までに3回開催。2023年夏までに必要なガイドラインの策定等を行うべく議論を行った。 金融庁や経産省もオブザーバーとして参加し、当該勉強会の議論の状況等のフォローを行った。
暗号資産	税制 自己発行・自己保有の暗号資産を期末時価評価課税の対象外とする等の税制改正要望を提出	令和5年度税制改正	金融庁 経済産業省	法人が自ら発行し、その発行時より継続して保有する暗号資産のうち、一定の譲渡制限が行われているものについて、法人税の期末時価評価の対象から除外するように措置（税制改正）。
トークン	解釈 ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の暗号資産該当性を明確化するため、2022/12/16、事務ガイドラインの改正案をパブリックコメントに付した	～2023/3	金融庁	パブリックコメントの結果を踏まえ、2023/3/24、事務ガイドラインを改正。

## ◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し 〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

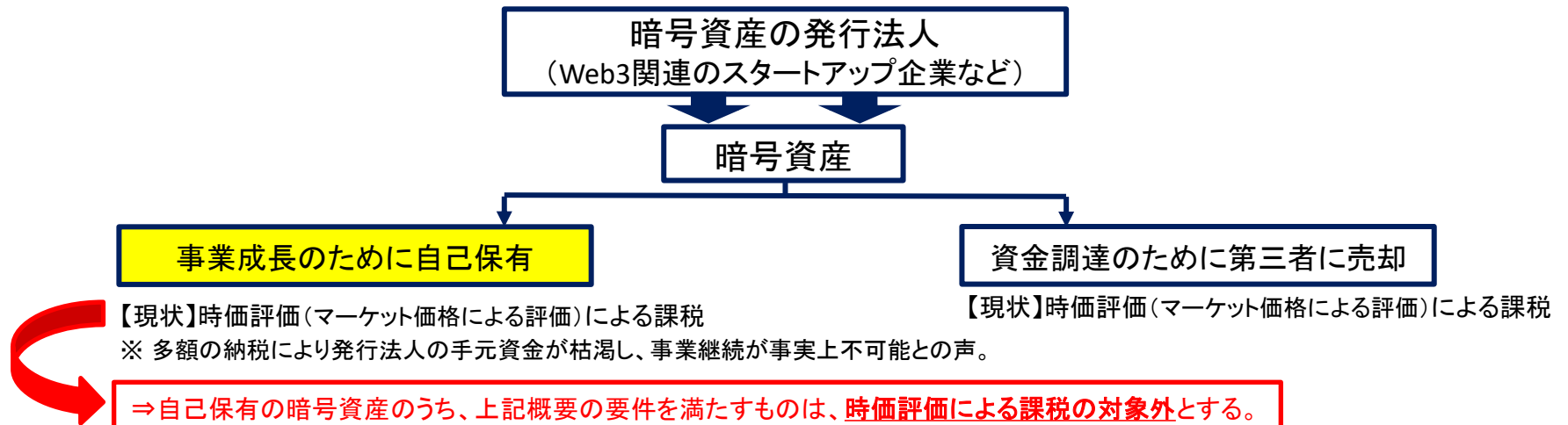
### 【現状及び問題点】

- 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)については、税務上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。
- こうした取扱いは、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因として指摘されている。

### 【大綱の概要】

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により**評価損益を計上するものの範囲**から、**次の要件に該当する暗号資産を除外**する。

- イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
- ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
  - (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
  - (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。



## 各種トークンの暗号資産への該当性に関する解釈の明確化について

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月)等における方針を踏まえ、ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの暗号資産該当性に関する解釈を明確化すべく、事務ガイドラインの改正案を公表し、意見募集を実施(2022年12月16日～2023年1月30日)。
- 3月24日にガイドラインを改正(同日適用開始)。次の(1)及び(2)を充足するなど、法定通貨や暗号資産を用いて購入・売却できる商品・権利等にとどまる(不特定の者に対する対価の弁済として使用されるものではない)と考えられるものについて、資金決済法上の暗号資産には該当しない旨を明確化。

※意見募集に対する回答において、赤字箇所を提示

- (1) 規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示しているなど、決済手段として使用されない意図であることを明確にしていること
- (2) 財産的価値の価格や数量、技術的特性・仕様等を総合考慮し、不特定の者に対して決済に使用し得る要素が限定的であること。例えば、以下のいずれかの性質を有すること。
  - ・ (最小取引単位当たりの)価格が通常の決済に用いるものとしては高額  
⇒ 例えば1000円以上であれば、本要件に該当
  - ・ (分割可能性を踏まえた)発行数量が限定的  
⇒ 例えば100万個以下であれば、本要件に該当

※ ただし、不特定の者に対する対価の弁済として使用される実態がある場合には、暗号資産に該当する可能性があることに留意